

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）7 月 1 4 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の規定による自立支援給付その他支援並びに指定特定相談支援事業者及び地域生活支援事業に係る事業者の指定に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）6 月 2 9 日付けで諮問（第 8 1 6 号）された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の規定による自立支援給付その他支援並びに指定特定相談支援事業者及び地域生活支援事業に係る事業者の指定に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2 0 1 6 年 6 月 7 日に、東京地方裁判所から本市に住民票のある者に係る民事訴訟法第 1 5 1 条第 1 項第 6 号及び同条第 2 項が準用する第 1 8 6 条に基づく調査嘱託依頼があり、その内容は、当該者（被告）の現在の居所を回答してほしいとのものであった。これらの規定は藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第 1 2 条第 2 項第 2 号に規定する目的外のために提供しなければならないこととなる旨の定めではなく、本件調査嘱託は同号に規定する場合に該当しないため、当該調査嘱託に回答することにつき、同項第 4 号及び第 4 項に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 本人の居所を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

本人の氏名，住民票上の住所，生年月日及び現在の居所（本人が入院している病院名）

イ 目的外に提供する相手方

東京地方裁判所

ウ 目的外提供の根拠規定

民事訴訟法第151条第1項第6号及び同条第2項が準用する第186条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件調査嘱託は，民事訴訟法第151条第1項第6号及び同条第2項が準用する第186条に基づくものであり，裁判所に官公署等に調査を嘱託することを認めたものであるが，その嘱託に応じた回答を義務づけることまでを規定しているものではない。

なお，東京地方裁判所に確認したところ，本人の所在が分からず訴状の送達ができないため，訴訟が係属しておらず，訴訟の係属をその要件とする文書提出命令を発することはできないとのことであった。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件調査嘱託は，マンション管理費等請求事件に係る訴えを提起された本人の所在に係るものであり，本市が回答しないとすれば，本人の居所不明のまま公示送達の手続き等により裁判が行われ，本人が敗訴してしまうことが明らかであること，本人が入院している病院の医師に確認したところ，本人には同意能力はないと認められるとの回答があり，本人から同意を得ることは困難であること，また，唯一の関係者であり，相被告である本人の母親も，電話も通じず，また，自宅に置き手紙をするなどしても返答がなく，連絡が取れないこと，さらに，裁判所は本市以外のものから本人の居所に関する情報を得る手段はないと考えられることから，本市が本人の居所に係る情報を提供しなければ本人に不利益が生じる可能性が高い。

以上のことから，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と本件調査嘱託の趣旨等を勘案した結果，本件調査嘱託に応じて本人の現在の居所を回答する必要性があるものとする。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

本人に同意能力がないと認められることから本人の同意を得ることはしないが，目的外に提供することに伴う本人通知については，条例第12条第5項本文の規定どおり行うこととする。

(4) 提出書類

ア 送付嘱託書，文書送付嘱託申立書

イ 119番通報記録

ウ 救急活動報告書

エ 警戒・その他災害部隊活動報告書

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件調査嘱託は、民事訴訟を審理する裁判所が、当該事件を審理する上で必要であると判断した事項について行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「マンション管理費等請求事件に係る訴えを提起された本人の所在に係るものであり、本市が回答しないとすれば、本人の居所不明のまま公示送達の手続き等により裁判が行われ、本人が敗訴してしまうことが明らかであること、本人が入院している病院の医師に確認したところ、本人には同意能力はないと認められるとの回答があり、本人から同意を得ることは困難であること、また、唯一の関係者であり、相被告である本人の母親も、電話も通じず、また、自宅に置き手紙をするなどしても返答がなく、連絡が取れないこと、さらに、裁判所は本市以外のものから本人の居所に関する情報を得る手段はないと考えられることから、本市が本人の居所に係る情報を提供しなければ本人に不利益が生じる可能性が高い。」とのことである。

また、実施機関では、以上のことから、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と本件調査嘱託の趣旨等を勘案した結果、本件調査嘱託に応じて本人の現在の居所を回答する必要性があるものとする、とのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上